

## 雪彦峰山県立自然公園公園計画の変更について

### 1 県立自然公園について

県では、県立自然公園条例に基づき県内にある優れた自然の風景地を県立自然公園として指定し、その保護及び利用の増進を図っている。

現在、県では、11 の県立自然公園を指定している。

### 2 雪彦峰山県立自然公園

雪彦峰山県立自然公園は、姫路市、朝来市、宍粟市、神河町にまたがる自然公園である。

公園区域内には、雪彦山、段ヶ峰、峰山高原、砥峰高原、福知溪谷等の県を代表する自然景勝地がある。

### 3 公園計画変更

県では、雪彦峰山県立自然公園公園計画を策定し、公園区域内に特別地域等の地種区分、歩道、園地等の利用施設を指定している。

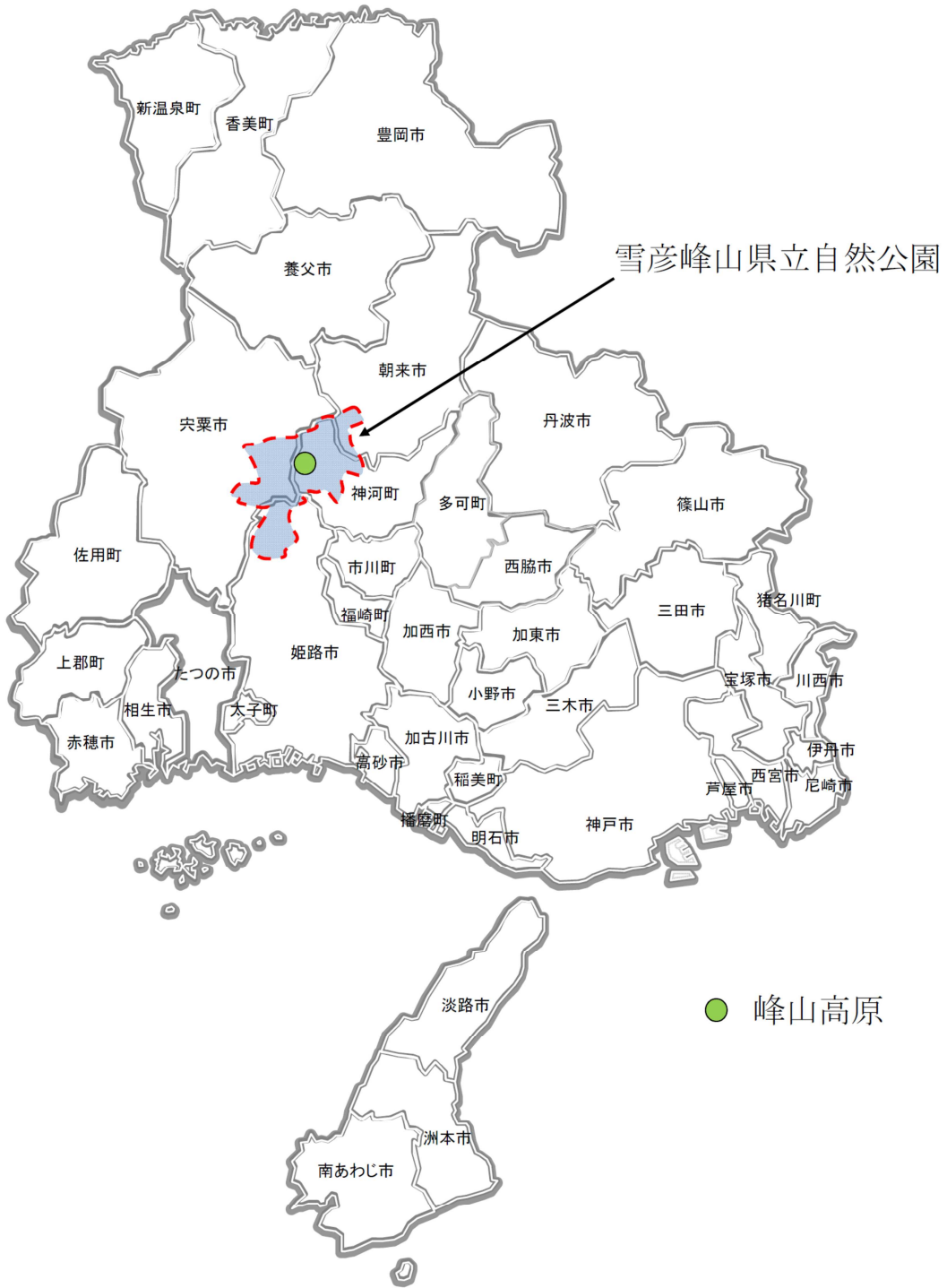
このたび、峰山高原において神河町が、スキー場を計画している。

県では、公園計画において、峰山高原を、第2種特別地域及び集団施設地区に指定し、風景の保護を図るとともに、利用の促進を図っている。

スキー場を整備するためには、公園計画を変更し、スキー場を公園計画に位置づけることが必要である。

このため、公園計画にスキー場を位置づけることについて意見を聴く。

# 雪彦峰山県立自然公園 位置図



## 兵庫県立自然公園条例（抄）

昭和 38 年 7 月 5 日

条例第 80 号

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自然公園 優れた自然の風景地であって、知事が第 3 条第 1 項の規定により指定するものをいう。
- （2）公園計画 自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- （3）公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
- （4）生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であって、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

### 第 2 章 指定

（指定）

第 3 条 自然公園は、知事が、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 自然公園の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

（公園計画の決定）

第 5 条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

- 2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第 6 条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。